

やず・防災つたえ隊の取組み (防災教育の充実と若手職員の育成)

はやし しょうご
林 照悟*

1. はじめに

鳥取県の土木行政において、「これからは、ソフト対策・ソフト事業の時代」と言われるようになってから、どのくらいになるのだろうか？特に、防災・減災対策においては、近年の台風や集中豪雨等により全国各地で水害や土砂災害の発生が増加していることや財政状況などから、ハード対策には限界があり、ソフト対策の効果的な実施がより求められる時代となってきている。

そこで、鳥取県八頭県土整備事務所では、水害や土砂災害に対するソフト対策の一つとして、数名の担当者で取組んでいた防災教育の充実を図るため、平成30年度から事務所独自の取組みとして、「やず・防災つたえ隊（河川砂防課の若手職員で構成するプロジェクトチームの愛称）」による活動を始めた。本稿では、その取組内容と平成30年度の活動実績を紹介する。

2. やず・防災つたえ隊の取組み内容

どちらかと言えばこれまで細々と実施してきた防災教育について、事務所として戦略的なPRを行い、より積極的に実施していこうとする方針のもと、当事務所の河川砂防課の若手職員で結成したプロジェクトチームが「やず・防災つたえ隊」である。

実施に当たり、このプロジェクトチーム結成には、次のような狙いがあった。

- ①河川・砂防の縦割りにとらわれることなく、相手のニーズに合わせた防災教育を実施する。
- ②隊長、隊員という関係性の中で、通常業務の枠を超えて、遊び心を持ち楽しみながら防災教育（ソフト事業）に携わることにより、若手職員の育成を図る。

1) これまでの取組み状況

これまでも当事務所では、小学校高学年向けを中心に、年間2件程度の頻度で防災教育を実施してきた。これは、県全体として、各小中学校へ出前講座の募集を行い、応募があった学校等で実施してきたものである。

基本的には、待ちのスタンスでの取組みであり、これ以上の進展はなかなか見込めない状況であった。

2) 防災教育の充実に向けた具体策

そこで、まず学校向け防災教育において、相手方のニーズに柔軟に対応できるよう、メニューの充実を図った。具体的には、これまで小学校高学年向けのメニューだけであったが、小学校低学年向けや中学高校生向けのツールを準備するなど、学校側のニーズに柔軟に対応できるようにした。

また、防災教育の充実は学校向けのみならず、図-1のように、災害時要配慮者への啓発活動の重要性に着目し、災害時要配慮者利用施設管理者や在住外国人を対象とした出前講座の実施に取り組んだ。

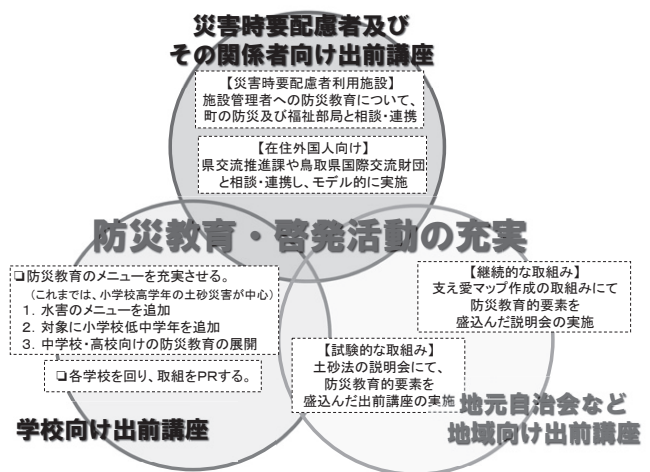


図-1 防災教育充実のイメージ

*鳥取県 八頭県土整備事務所 河川砂防課 係長

0858-72-3863

3) 積極的なPRに向けた具体策

次に、新しく準備した防災教育のメニューを実際に展開していくため、待ちのスタンスからの脱却を図った。端的に言えば、自分たちで考えた防災教育のメニューを関係者に営業して回ったのだ。学校向けの防災教育は、教育委員会の了解を頂き、各学校を個別訪問し、実施校を募集した。

また、災害時要配慮者関係向けの防災教育では、関係機関や関係者と積極的に連携することにより、積極的なPRを行った。

さらに、次なる申し込みを期待して、マスコミへの資料提供や鳥取県八頭庁舎で管理運営しているFacebook「八頭郡イイね!」を使った活動報告などを積極的に行った。

3. 防災教育の実績

防災教育の充実に向けた取組みや積極的なPRが功を奏し、平成30年度には例年を大幅に上回る合計で14回の防災教育を実施することができた。その内訳としては、学校向けが9回、災害時要配慮者関係向けが3回、地元自治会など地域向けが2回である。そこで、それぞれ主な実施状況を紹介する。

1) 学校向け防災教育

メニューを充実させた小学校を対象とした防災教育では、5年生を中心に当事務所管内のほとんどの小学校から依頼を受け、実際に出前講座を実施することができた。また、学校側から防災教育に併せて、災害時に活躍する建設業や土木の仕事についても紹介してほしいとの要望があるなど、将来の担い手となる子供たちへ土木の魅力をPRする良い機会になる可能性を感じた。

さらに、小学校低学年向けや中学校向けのメニューにも応募があり、小学校低学年向けの防災教育(写真-1)ではマスコミの取材もあり、メニューを充実させた成果だと感じている。今後も、学校側と二人三脚でニーズに合った防災教育を展開していく、毎年実施するレギュラーイベントにしたいと考えている。

また、高校向けの防災教育の実施については、現時点では非常にハードルが高いと感じているが、将



写真-1 小学校低学年向けの実験の様子

来の担い手への土木のPRという観点からも、引き続き取り組んでいきたい。

2) 災害時要配慮者利用施設管理者向け

平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設では、避難確保計画の作成等が義務となり、現在、円滑かつ迅速な避難体制の充実が進められている。そこで、管内の町の防災担当及び福祉担当と連携し、実用的な避難確保計画を目指した防災教育を実施した。

出前講座の内容としては、実際に土砂災害警戒情報システムなどの各種防災情報のサイトにアクセスしてもらうなどの操作研修等を行った(写真-2)。



写真-2 操作研修の様子

3) 在住外国人向け防災教育

在住外国人については、その住民数が増加傾向にあるにもかかわらず、「危険箇所が伝わっていない。」「災害時に必要な情報の入手方法が分かりにくい。」などの防災上の課題を抱えている。そこで、その課題解決に向けたモデル的な取組みとして、県の危機

管理政策課、交流推進課や鳥取県国際交流財団と協力・連携しながら、在住外国人向けの防災講座を実施した。実施に当たり、鳥取県国際交流財団に資料の翻訳や当日の通訳の手配などのご協力を頂いたほか、在住外国人（中国人、ベトナム人）が多く働く企業にもご協力いただいた。

防災講座では、まず実際の災害写真や土砂災害の動画を見てもらい、次に、避難するために知ってほしい防災情報や避難所などについて、実際にタブレットを使い確認してもらった。参加者へのアンケート調査では、「分かりやすかった。」「勉強になりました。」という意見が多く好評であったが、今後横展開していくには、まだまだ課題があると思われる。



写真-3 タブレットにより防災情報を確認する様子

4) 地元自治会など地域向け防災教育

平成30年度は、町役場を通じて地元から依頼のあった「防災訓練に併せた出前講座」や「ちびっこ河川パトロール隊結成式での出前講座」の2件を実施した。各町と連携した取り組みであり、今後も継続していきたい。

また、更なる拡充案として、次の展開を検討している。土砂災害に対するハード整備が完了した後、土砂災害警戒区域等の見直しのため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施する場合、その区域見直しに係る地元説明会に併せて、防災教育を実施するものである。ハード整備が完了した後も、引き続き自然災害への備えをしっかりといただくための啓発活動に繋がると考えている。

4. 若手職員育成としての取り組み

続いて、やず・防災つたえ隊の取り組みの二つ目の狙いである「若手職員の育成」について、1年間の取り組みの中で感じた効果について紹介する。

1) 実施する上での工夫

若手職員の育成を図るため、各防災教育の実施に当たっては、毎回相手方との事前打合せを踏まえ、メンバー全員でミーティングを行い、実施内容についてのアイデアや意見を出し合った上で、出前講座の詳細な内容や流れを決定した。また、はじめは隊長（係長）が主な説明を行っていたが、徐々に隊員（若手職員）が説明するようにシフトしていった。

この実施スタイルを通じて、若手職員の柔軟な発想を引き出し分かりやすい講座にするだけでなく、若手職員の防災に関する知識向上や企画力の向上、分かりやすく説明するノウハウの習得などにも繋がることが期待していた。

2) 取り組みの具体的な効果

その結果、実施回数を重ねていくうちに、隊員メンバー各自が自分なりに分かりやすく説明するために、説明用のパワーポイントを作り込むなどの工夫をしたり、積極的に実施する防災教育の内容を提案したり、楽しみながら実施するようになってきた。これは、防災教育（ソフト事業）に携わる若手職員の育成という点で、大きな成果だと感じている。

5. おわりに

今回紹介したような防災教育や若手職員の育成は、その効果が一朝一夕に発揮されるものではなく、継続して実施することが重要である。また、結果的に「防災教育の充実」と「若手職員の育成」のみならず、「将来の担い手となる子供たちへの土木のPR」にも繋がる一石三鳥の可能性を秘めた取り組みだと感じている。

よって、「やず・防災つたえ隊」の取り組みは、まだまだ始まったばかりであるが、今後、この活動が持続可能なものとなり、地域や職場にしっかりと根付き、地域防災力向上だけでなく地域の安心・安全を支える担い手確保に繋がっていくようにこれからも頑張っていきたい。